

## 第2節 保存管理の方法

前節で区分した名勝指定地内の5つの地区について、各地区に含まれる構成要素を適切に保存管理するための方法を明示する。その際には、各地区を一体的に取り扱う視点を盛り込み、指定地の総合的な保存管理を目指すこととする。

### 1 立石崎地区

#### (1) 基本的な考え方

この地区は、名勝二見浦を象徴する立石（夫婦岩）を有し、地形・地質のみならず、文化的な特性においても重要であるため、厳格な保存管理を行う必要がある。

そのため、土地の形状、岩の状態については現状の維持に努め、それらが棄損した場合には適切に復旧・整備する。また、建築物・工作物等の更新等による景観阻害については厳しく規制することとする。

ただし、立石（夫婦岩）は日の出の遙拝地として、古くから参拝者が禊ぎを行ったことにその文化的価値の核心があり、現在多くの観光客が訪れる名所であることから、厳格な保存管理と観光客への便宜の調和を図る必要がある。

#### (2) 本質的価値を構成する要素ごとの考え方

##### ① 自然的因素

###### i 地形・地質

○構成要素：岩石（リアス式）海岸、三波川結晶片岩（丘陵）

◇管理者：三重県、伊勢市、二見興玉神社

###### ●現状と課題

三重県の岩石（リアス式）海岸はここから始まっており、緑色片岩、角閃岩、石英片岩等で構成される。地区内には海食崖の立石崎、海食洞の天の岩屋、離れ岩の立石（夫婦岩）の他、烏帽子岩（蛙岩）、獅子岩、屏風岩等の「名物岩」が存在している。

最も有名で二見浦を象徴する立石（夫婦岩）は波浪浸食作用によって形成され、現在もその影響を受け続けている。大きい男岩が緑色片岩、小さい女岩が石英片岩と、それぞれ岩質が異なっている。

女岩は大正7年（1918）の台風により折れて傾いたため、大修復を行い、坂手島から搬入した岩石を周囲に据えつけ鉄筋コンクリートで固めているが、片理面の走向は男岩と一致していない。

男岩は昭和43年（1968）に波浪浸食により崩れはじめたため、エポキシ樹脂の接着剤を注入している。背面に当たる北側（海側）には割石による補強工事もなされているが、違和感を与えている。

###### ◎保存管理の考え方

地形・地質は、景観の基礎となり、歴史的要素が形成される基盤ともなる重要な要素である。このため、地形・地質については自然の状態のまま維持すること

を基本とする。そのため、建築物又は工作物の設置や切土・盛土・干拓等の土地の形状等の変更、景観に影響を及ぼすおそれのある地形の変更等については、学術研究その他公益性があるもの以外は規制する。

また、立石（夫婦岩）については、男岩・女岩の状況を継続的に観察するとともに、崩落の危険性を除去する事業や景観上の修復事業を必要に応じて実施することとする。

## ii 海洋

○構成要素：岩礁

◇管理者：三重県

●現状と課題

立石崎の北東沖、約 660 m の海底にある興玉神石は、二見興玉神社の御祭神猿田彦大神の依代といわれ、かつては立石（夫婦岩）の間から遙拝されていたが、安政元年（1854）の安政東海・東南海・南海地震により海中に没した。

今では、岩礁となっているため直接眼にすることは出来ず、波静かな海の澄んだときに、神石の岩影を見るのみである。

○保存管理の考え方

江戸時代末期にはすでに海没しており、自然の営力によるものであることから、現状のまま維持することを基本とする。

## iii 植生

○構成要素：二見興玉神社

◇管理者：二見興玉神社

●現状と課題

自然生えとしては神社内の参道山側の斜面にトベラが多い。龍宮社前にはヒトツバタゴ（ナンジャモンジャ）の若木が植栽されているが、三重県内には自生しない樹木である。

また、店舗棟前の広場にある「契りの松」は、江戸末期に伊勢参詣の男女が夫婦の約束をしたことから、この名が付いたとのいわれがあり、昭和 28 年（1953）の台風で流失したが、平成 3 年（1991）に再現されたものである。

○保存管理の考え方

自然生えの樹木は、現状のまま維持することを基本とする。植樹された樹木も、適切な維持管理を行うこととするが、植樹時の樹種の選定に当たっては、むやみに外来種を増やさぬようにする。

いわれのある木が枯損した場合には、同一樹種による復元に努める。

## ② 歴史的要素

### i 二見興玉神社

○構成要素：立石（夫婦岩）、興玉神石、二見興玉神社、龍宮社、天の岩屋

◇管理者：三重県、二見興玉神社

●現状と課題

立石崎の海中に大小の岩が離れて突出している立石（夫婦岩）は、沖合約 660 m の海底に鎮座する興玉神石、日の出遙拝の鳥居の役目を果たしており、付近の海岸は潔斎のための垢離場として使われてきた。太陽が男岩と女岩の間から昇る夏至の日の出は、日本を代表する風景として世界的に著名である。同様に、満月が男岩と女岩の間から昇る冬至頃の月の出も趣深く、また条件が整えば、立石の間に富士が望めることでも知られる。男岩と女岩を結ぶ大注連縄を張り替える夫婦岩大注連縄張神事は、5月 5 日、9月 5 日、12 月中旬の土曜日か日曜日に行われている。

興玉神石上では、5月 21 日、二見浦で沐浴できない者に授けた無垢塩草を採取する藻刈神事が行われる。櫛と幟を立てた船に神職が乗り、手鎌で藻草を刈り取つて奉納している。

二見興玉神社がこの地に創建されたのは、明治 30 年（1897）6 月 18 日と古くはない。江村・大江寺の鎮守神、興玉社を神遷したもので、はじめは茶屋が氏神とした三宮神社の境内社であったが、明治 43 年（1910）3 月末日をもって両社を合祀、無格社・二見興玉神社と改称した。境内には、本殿、拝殿、儀式殿、手水舎、遙拝所がある他、祭神・猿田彦大神の使いである蛙の置物があちこちに見られる。夏至の日には海中に身を浸し、昇る太陽を伏し拝む夏至祭が行われる。7 月 15 日の例大祭に合わせ、宵宮の 14 日には二見大祭しめなわ曳きが行われ、二見の夏に欠かせない風物詩となっている。また、お木曳、お白石持ち行事が行われる年は、神領民が行事に先立ってお祓いを受ける浜参宮が、奉曳（奉獻）団ごとに行われている。

龍宮社では、旧暦 5 月 15 日、寛政年間の大津波による犠牲者を偲び、郷中施が行われている。木舟にきゅうり、みる、まつな等の供え物を乗せ、巫女の手により海に流す行事である。

天の岩屋は、宇迦御魂大神を祀った三宮神社の遺跡とされるが、元は漁人に祀られる古い神のシャグジ（石神）で、洞内深く燈火が点されていた。

## ◎保存管理の考え方

自然的要素の項においても触れたが、立石（夫婦岩）や天の岩屋については、その形状に着目して宗教的意味を付された地形であるので、現状維持に努める。ただし、その維持・修繕等の方法については今後検討する必要がある。

興玉神石も、自然的要素において触れたように、自然の営力により海没していくので、現状のまま維持することを基本とする。

二見興玉神社、龍宮社、天の岩屋の建築物及び工作物については、宗教行為とも適切に調整を図りつつ、名勝の景観保護に十分配慮しつつ、原則現状の形態を維持することに努め、き損した場合には適切に復旧・整備するものとする。ただし、境内地の通路は市道茶屋 1 号線であることから、市道上に立地する工作物については、市道維持の担当課と個別に協議が必要である。

### (3) 本質的価値を構成する要素と密接に関わる要素ごとの考え方

#### ① 自然的要素に関わるもの

○構成要素：この地区には、該当する構成要素はない。

#### ② 歴史的要素に関わるもの

##### i 二見興玉神社

○構成要素：建築物、工作物、記念物

◇管理者：伊勢市、二見興玉神社

##### ●現状と課題

二見興玉神社には、歴史的要素として掲げた施設のほか、建築物として社務所、授与所、工作物として石碑、百度石、常夜灯、石灯籠、灯籠、絵馬掛所、奉獻酒樽台、初穂料芳名板、案内板、解説板、看板、歌標、記念物としてさざれ石がある。

解説板の内、「契りの松」は劣化して判読が困難な状態である。

##### ◎保存管理の考え方

社務所、授与所等神社の宗教活動を運営する上で必要な建築物については現状維持とするが、今後、社会情勢の変化や防災等安全面の強化等の理由により施設の新築・増改築等が必要となった場合は、その必要性を十分精査するとともに、名勝としての景観と神社の社頭景観の保護に最大限の配慮を行い整備する。

工作物には、宗教活動を運営する上で必要なため二見興玉神社が設置したもの、参拝者から寄進されたもの、名所案内用に設置されたもの等がある。現存するこれらの工作物は原則現状維持に努め、き損した場合には状況に応じて適切に復旧もしくは撤去等必要な対応をするものとする。新たに設置する場合は、乱立して神社の社頭景観を損なうことの無いよう、位置・数量等に関する配慮を行い整備する。

記念物も工作物の扱いに準じることとする。

##### ii 石碑

○構成要素：記念碑、歌碑、句碑

◇管理者：伊勢市、二見興玉神社

##### ●現状と課題

二見興玉神社入口に中村九一の歌碑、山口誓子の句碑、店舗棟前広場に東海の観光と史跡認定地の記念碑と本居宣長の歌碑、龍宮社脇に阿波野青畝の句碑、小路紫峠の句碑がある。

この内、本居宣長については、二見浦公園にも同じ内容の歌碑が存在している。

##### ◎保存管理の考え方

現に設置されている石碑については、き損した場合には現状復旧もしくは撤去等必要な対応をするものとする。基本的には新設は行わない。ただし、名勝の保存・活用等に必要と判断される場合は、その限りではない。

### ③ 社会的要素に関わるもの

##### i 二見興玉神社